内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

地 方 制 度 調 査 会会 長 諸 井 虔

地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に 関する答申について

当調査会は、地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり 方について検討を重ねました結果、別紙のとおり結論を得ました ので、答申します。 地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申

目 次

前 文

第1 地方の自主性・自律性の拡大のあり方

第2 議会のあり方

第3 大都市制度のあり方

前 文

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、わが国の行政システムは、中央集権型から地方分権型への転換に向けた改革が行われたが、法の施行から5年余が経過した現在においても、なお多くの面において地方分権の視点からの課題が指摘されており、さらに力強く地方分権を進めるための制度及びその運用の改革が求められている。

また、この間、市町村合併も急速に進展した。基礎自治体である 市町村の規模・能力の拡充により、広域自治体である都道府県の役 割が改めて問われるとともに、地方の自主性・自律性の拡大を進め、 国から地方への流れをより確かなものとする必要がある。

すなわち、国と地方の役割分担の原則にのっとった事務・権限の 移譲の一層の推進を図ることや、地方公共団体を取り巻く環境の変 化に的確かつ柔軟に対応することができるような諸制度の弾力化が 求められている。また、国と地方との関係、国の法令による事務の 義務付けや執行方法・執行体制に対する枠付けの見直し、地方税財 政制度改革等を進めることも、一層の地方分権を進める上での重要 な課題である。

さらに、地方公共団体の責任領域の拡大に伴い、地方議会の制度 のあり方も問われている。議会のあり方については、第26次地方 制度調査会においても取り上げられ、その機能の充実を図っていく 必要があることが指摘されていたところであるが、住民自治に根差 した地方分権の進展を図る上で、議会の活性化はなお残された課題 であり、この観点から、議会の組織、権能、運営等のあり方について、 で、 であり、この観点から、 であり、 であり方について、 で、 なめて検討することが求められている。

また、基礎自治体の規模・能力はさまざまであり、人口規模などに応じた柔軟な制度の構築を通じた自主性・自律性の拡大の視点から、大都市制度についても見直しが求められている。道州制における大都市制度については別途、当調査会において審議されているところであるが、現行の都道府県と市町村の制度を前提とした大都市制度としても、所要の見直しを行う必要がある。

当調査会としては、このような基本的な認識に立ち、社会経済情勢の変化に対応した地方自治制度の構造改革のため、「地方の自主性・自律性の拡大のあり方」、「議会のあり方」及び「大都市制度のあり方」について検討を行ってきたところであり、その結果、以下の結論を得たのでここに答申する。

第1 地方の自主性・自律性の拡大のあり方

1 地方自治制度の弾力化

地方自治制度の根幹は憲法上の要請から法律で定める必要があるが、地方自治を拡充していくうえで、地方公共団体の執行機関の組織の形態等については可能な限り地方公共団体が地域の実情に応じて選択できるようにすることが重要である。このような見地から、この際、長の補助機関、行政委員会制度や財務に関する制度について、以下のように弾力化することが必要であると考え

られる。

(1) 長の補助機関のあり方

① 長を支えるトップマネジメント体制の見直し

我が国の地方公共団体の長を支えるトップマネジメント体制は、特別職として、都道府県にあっては副知事、出納長を、また、市町村にあっては助役、収入役を、それぞれ1人ずつ置くことが原則とされ、また出納長・収入役は、専ら会計事務をつかさどることとされてきた。このような特別職のあり方は、明治21年に制定された市制町村制における助役・収入役の制度を原型とし、必要な手直しが加えられつつ今日まで維持されてきたと考えられる。

この間、地方公共団体の規模、その所管する行政分野や事務・事業は大幅に拡大しており、また、近年、中央省庁の改革が行われ、民間企業にあっては平成14年の商法改正により創設された委員会等設置会社制度が相当数の株式会社において導入されるなど、従来型の組織からの転換が図られている。また、地方分権改革により地方公共団体の役割と責任が拡がっており、組織運営面における自主性・自律性の一層の拡大を図りながら、そのマネジメント機能の強化を図ることが必要である。

地方公共団体における現状を見ると、半数を超える都道府 県において複数副知事制を採用しており、収入役を置かない こととする市町村は増加傾向にある。また、出納長・収入役 については、出納事務の電算化等も進む中で、本来の職務である会計事務とは直接関係のない事務を担当しているという 実態も見受けられる。

このような背景と現状を考えれば、現行の副知事・助役、 出納長・収入役の制度を廃止し、各地方公共団体が自らの判 断で適切なトップマネジメント体制を構築できるよう、新た な制度に改めるべきである。

この場合において、副知事・副市町村長の制度については、その定数は、人口、組織の規模等を勘案して条例で任意に定めることとするとともに、長の補佐、職員の担任する事務の監督、長の職務の代理といった現行の職務の形態に加え、長の権限を委任することができることを明確にし、自らの権限と責任において事務の処理に当たることができることとすべきである。また、特別職としての出納長・収入役の制度は廃止するものとするが、収入、支出、支出命令の確認等一定の会計事務をつかさどる一般職としての補助機関を置くなど、引き続き会計事務の適正な執行を確保する仕組みが必要である。

② 柔軟な職員制度のあり方

地方自治法上、地方公共団体には長の補助機関として「吏員その他の職員」を置くこととされ、吏員は「事務吏員」と「技術吏員」に区分されている。そのうえで、吏員は従事できるが、その他の職員は従事できない職務、事務吏員又は技

術吏員でなければ従事できない職務の規定が設けられている 法令もある。

これらの区分は、明治憲法下の官公吏制度に由来するものであるが、「吏員」と「その他の職員」は、任用や勤務条件等において地方公務員制度上は区別されていないほか、地方公共団体の事務の複雑化・多様化により、「事務」と「技術」が明確に分けられなくなっている。

このような状況を踏まえれば、「吏員」と「その他の職員」 の区分、「事務吏員」と「技術吏員」の区分は廃止し、一律に 「職員」とすべきである。

(2) 行政委員会制度

行政委員会制度は、戦後、国家行政組織の改革と連動し、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものである。地方自治法及び個別法で都道府県に8の委員会と監査委員、市町村に5の委員会と監査委員を置くこととされており、いずれの機関も必置とされている。

国の行政委員会は、責任の帰属が不明確であるなど導入当初から批判があり、行政改革の流れの中、戦後間もなく大幅に廃止又は審議会化されたが、地方公共団体においては、さまざまな行政委員会が今日まで維持されている。しかしながら、準司法的機能を有する機関を別にすれば、戦後60年を経て、社会経済情勢が大きく変化している中で、制度創設時と同様の必要性がすべての機関について存続しているとはいえない状況にあ

る。

すなわち、住民から直接選出された長が責任を持つことが求められているにもかかわらずこの要請を満たすことができない行政分野が生じている状況を改善し、また、地方行政の総合的、効率的な運営や組織の簡素化を図るため、以下の点について必置規定の見直し、組織・運営の弾力化を図るべきである。

① 教育委員会のあり方

教育委員会については、上記のほか、保育所と幼稚園、私立学校と公立学校等、長と教育委員会がそれぞれ類似の事務を担任しているなどにより地方公共団体の一体的な組織運営が妨げられているという問題がある。

教育委員会を必置とする理由として、教育における政治的中立性の確保や地域住民の意向の反映等の必要性が挙げられているが、これらの要請は審議会の活用等他の方法でも対応できると考えられる。国においては教育行政に関し行政委員会制度をとっていないが、これらの要請が地方における教育行政に特有のものであるとは考えられず、また、地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になしうると考えられる。

このため、地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとすることが適当である。

なお、文化、スポーツ、生涯学習支援、幼稚園、社会教育、 文化財保護なども含め、公立小・中・高等学校における学校 教育以外の事務については、地方公共団体の判断により長が 所掌するか、教育委員会が所掌するかの選択を幅広く認める 措置を直ちに採ることとすべきである。

上記の点については、教育委員会の果たしている役割を評価する意見があった一方で、町村にあっては、選択制への移行にとどまらず、制度を廃止すべきとの意見もあった。

また、義務教育教職員の人事権について、少なくとも中核 市には移譲することが適当と考えられるが、移譲する場合に は広域における一定水準の人材の確保の要請に十分配慮する 必要がある。

② 農業委員会のあり方

農業委員会は、農地の権利移動の許可等法令業務の処理件数が減少傾向にあるなどその役割が変化しており、地域によっては事務の大半が事務局により処理されているなど形骸化しているとの指摘がある。

また、現行制度上、農地が一定面積以下の市町村については農業委員会を置かないことができるが、一定面積を超える市町村について、市町村の裁量を認めずに一律に必置とすることは必ずしも論理的な整合性はないものと考えられる。

さらに、必置の理由とされている地域の農業者の参画の必要性についても、首長部局と農業者との定例的な意見交換の

場などにより代替することが可能であり、必ずしも行政委員 会形態をとる必要はないものと考えられる。

このため、市町村の判断により農業委員会を設置するか、 設置せずその事務を市町村長が行うかを選択できることとす ることが適当である。

なお、農業委員会については、選択制への移行にとどまらず、制度を廃止すべきとの意見もあった。

③ 監査委員のあり方

監査委員は、地方公共団体の公正で効率的な運営を図るために置かれる機関であり、他の執行機関を牽制する役割にかんがみれば、その権限、組織、運営等の基本的事項については引き続き法律で定めることが必要である。ただし、その人数については、監査委員の職責を踏まえると法律で一律に定める必要は必ずしもないと考えられる。したがって、地方公共団体の実情に応じて監査機能の充実を図る観点から、識見を有する者から選任する監査委員については地方公共団体の条例でその数を増加することができることとすべきである。

(3) 財務に関する制度の見直し

地方公共団体の財務に関する制度は、地方公共団体の予算及び決算、収入及び支出、契約、現金の保管、財産、監査等についての共通事項を定めている。

財務に関する制度については、地方公共団体も経済活動の一 主体であることを踏まえ、社会経済情勢の変遷や情報通信技術 等の進展に応じた適切な見直しが必要である。とりわけ、クレジットカードによる使用料等の公金の支払いを可能とすること、信託することができる財産の範囲を普通財産又は基金に属する有価証券にまで拡大すること、国の行政財産制度の見直しの動向も踏まえつつ空き庁舎など行政財産である建物を一部貸付できるようにすること等の制度改正を行うこととすべきである。

2 法令・制度における地方の自由度の拡大と権能の充実

地方の自主性・自律性を高めていく見地からは、個別法令による地方公共団体の事務の義務付け、事務事業の執行方法・執行体制に対する枠付け及び関与を縮小していくことが求められているが、現実にはむしろこれらの新設が行われており、また、地方に対する国の事務事業の移譲も進展していない。このような意味で、依然として地方の自由度の確保、権能の充実については十分とは言えない状況にある。

このような状況を改めるため、地方分権一括法により改正された地方自治法に盛り込まれた国と地方の役割分担、立法、関与等に関する諸原則を踏まえて現行の個別法令を順次見直すとともに、今後制定される個別法令をこれらの原則に沿ったものとする必要がある。

(1) 個別法令・制度における地方の自由度の拡大と権能の充実 事務事業の執行方法・執行体制に関する国の法令は、地方公 共団体の自律性を高める内容とすべきである。特に自治事務に ついては、国は制度の大枠を定めることに留め、地方公共団体が企画立案から管理執行に至るまでできる限り条例等により行うことができるようにすべきである。仮に国がこれらの執行方法等についての定めをする場合であっても、法律又はこれに基づく政令とすることを含めさらに検討する必要がある。

また、国と地方の役割分担の原則等にのっとり、市町村、都道府県、国との間の事務事業を不断に見直し、補完性の原理や近接性の原理に基づいて、事務事業の移譲や関与の廃止・縮減をさらに推進する必要がある。

特に、当調査会の累次の答申や地方公共団体の要望にある義務教育教職員の人事権、まちづくり・土地利用に関する事務、 商工会議所の設置認可等の事務等の移譲や関与の廃止・縮減について、所要の措置を講じるべきである。

(2) 法令・制度における地方公共団体の意見反映の拡充

地方の自主性・自律性を拡大する見地からは、個別法令に関する国自らの取組みとともに、地方がその事務や組織及び運営に関係のある法令・制度について国に意見を提出し、その意見を反映させていくことが求められる。このような意見反映のための制度の拡充は、地域の実情や住民の要望を熟知し、実際に事務処理を行う地方公共団体の意見を法令の制定・改廃等の際に取り入れることによってより適切な制度の構築を可能とする観点からも重要である。

このような意見反映のための制度設計にあたっては、意見を

提出する対象、方法、国の対応義務といった要素毎に多くの選択肢があり、その組み合わせにより、さまざまな形が考えられるが、国と地方の意見交換を実質的に担保するためには、地方公共団体が、事後ではなく事前に法令の制定・改廃の案等の内容を知りうるようにすべきである。

このため、既に長、議長の全国的連合組織の意見申出の制度が設けられていることを踏まえ、各大臣は、地方自治に影響を及ぼす施策の企画又は立案を行おうとするときは、地方公共団体がその意見を反映することができる適切な時期に、関連する資料を添えてその内容を長、議長の全国的連合組織に通知することを制度化すべきである。

なお、既存の法令・制度についても、長、議長の全国的連合 組織による意見申出の制度の活用などにより地方公共団体の意 見が反映されていくことが期待される。

また、各省大臣等と地方代表との協議の機会を確保することとしてそのあり方について検討すべきである。さらに諸外国に見られるような国会の意思形成に参画する制度の導入などの方策についても、憲法上の課題や既存制度との関係も含め、中長期的に検討をする必要がある。

地方公共団体の自主性・自律性を拡大する見地からは、地方 公共団体の事務処理の適法性の確保も課題であり、事後的な是 正方策の検討をすることが必要である。

現行制度では、是正の要求・指示を受けた地方公共団体が、 当該是正の要求・指示に不服がある場合には本来は審査の申出 をすべきにもかかわらず審査の申出をせず、かつ是正改善措置 を講じない場合には、義務違反が継続することとなるという問 題がある。

この点については、地方公共団体が審査の申出をしない場合には一定期間内に是正改善措置の内容を大臣に通知するとともに、議会にその内容を報告し、併せて公表することとすべきとの意見、さらには間接強制に類似した措置の導入を検討すべきとの意見もある。しかしながら、地方公共団体が当然従うべきルールについてあえて制度化する必要性はないとの意見や、長の選挙等を通じて是正改善を図る手段もあることから現時点における新たな措置の導入に慎重な意見もあり、さらに検討を進める必要がある。

3 地方税財政制度改革の推進

地方分権改革を進める上で地方税財政の問題は残された最重要 課題の一つであるとの認識の下、当調査会においては地方税財政 のあり方について累次にわたり意見を提出してきた。

政府において、現在、取組を進めている平成18年度までの三位一体の改革については、去る11月30日に、国庫補助負担金 改革を中心とした政府・与党合意が決定された。今後、平成18 年度税制改正において3兆円の税源移譲を実施するとともに、平成18年度地方財政対策において地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源の総額を確保するなど、三位一体の改革を確実に実現すべきである。

さらに、今回の改革を踏まえつつ、歳出面では国の関与の廃止・ 縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面では地方公共 団体が自らの創意工夫と責任で政策を選択できるよう地方税中心 の歳入体系を構築することを目指して、さらなる地方税財政制度 の改革に取り組む必要がある。

その際には、先に述べた地方公共団体の意見反映のための制度 を十分活用しつつ、当調査会の意見の方向に沿って、具体的な取 組を進めるべきである。

第2 議会のあり方

1 議会に対する期待と評価

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の 意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営にお いて、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前に も増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、 執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地 方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められてい る。

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行って議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(1) 具体的方策の検討の観点

議会のあり方については、このような議会の現状についての

住民等の声や、先進的な議会改革の取組事例を勘案しながら、 先に述べた議会における利害調整機能、議事機関としての政策 形成機能、監視機関としての機能の充実が図られるよう、その 見直しを検討すべき時期に来ている。

また、議会の自主性・自律性の拡大の観点から、議会の権限、 長との関係など議会制度の基本的事項については法律で定める こととし、その組織及び運営についてはできるだけ議会の自主 性・自律性にゆだねる方向で見直すことが必要であると考えら れる。

このほか、それぞれの議会において、改革に取り組んでいる 先進的な取組を参考にしつつ、現行制度の積極的な活用や適切 な運用を進めることによって、議会の一層の活性化やその果た すべき役割と現状評価の間にあるギャップの解消を図り、議会 の自己改革を進めていくべきである。

(2) 具体的方策

① 幅広い層からの人材確保等

住民を代表する議会の議員に幅広い人材を確保できるように、女性や勤労者が議員として活動する上での便宜に資するよう休日、夜間等に議会を開催するなどの運用上の工夫をすべきである。また、制度面では、勤労者が議員に立候補でき、また、議員として活動することができるような環境の整備、さらには地方公共団体の議会の議員と当該団体以外の地方公共団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題で

ある。

② 議会の組織

議会の組織に係る自主性・自律性の拡大等を図る見地から 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止することとし、 一定の規律が必要な場合には、委員会条例に必要な規定をお くこと等で対応することとすべきである。

また、委員会の委員については、閉会中など一定の場合に 委員会条例で定めるところにより、議長が指名することによって選任等ができるようにすべきである。

③ 議会の権能

ア 委員会の議案提出権

委員会審議の充実を踏まえ、現在、長又は議員に限られている議案提出権について、委員会にも認めるべきである。

イ 専門的知見の活用

議会における審議を充実し、政策形成機能の強化を図る 見地から、公聴会、参考人制度の活用、議会事務局の補佐 機能の充実等について、それぞれの議会における取組が期 待される。

また、議会が、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、その議決により、学識経験を有する者等必要な者に、個別具体の事項について調査・報告をさせることができることとするとともに、複数の者の合議による調査、報告もできることと

すべきである。

ウ 議会の議決事件の拡大

議会の権能を拡大する見地からは、まず、議決事件の条例による追加を可能とする規定を活用することにより、各地方公共団体の実情に応じた議決事件の追加を図ることが考えられる。

なお、現在法定受託事務は議会が条例により追加することができる議決事件から除外されているが、法定受託事務も地方公共団体の事務であることからすれば、自治事務と同様議決事件の追加を認めることが適当であるものと考えられる。この点については、法定受託事務に関する関与の特性等にかんがみ、法定受託事務と議会の議決との関係の整理について引き続き検討する必要がある。

④ 議会の運営

ア 住民と議会との意思疎通の充実

民意を直接聴取し、議会を活性化する手段として公聴会、 参考人制度の活用が期待される。

また、休日、夜間議会の開催、ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継、審議記録の公表など審議の公開や議会に関する情報の積極的な広報を、さらに充実すべきである。

政務調査費については、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付するという制度の趣旨にかんがみ、

住民への説明責任を果たす観点から、その使途の透明性を 高めていくべきである。

このほか、会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべきである。

イ 議会事務局の機能の充実

専門的能力を有する職員の養成・確保のための方策を検 討するなど、議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図る べきである。

⑤ 議員の位置付けと定数

議員について、常勤・非常勤という職の区分とは別に、「公 選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきで あるという意見があるが、この点については、「公選職」にど のような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係を どのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討す る必要がある。

議会の議員定数については、その上限を法定しており、これを撤廃すべきであるという意見があるが、この点については、条例定数制度の施行から日が浅く、また、市町村合併に伴う定数特例、在任特例等が平成22年3月の合併まで適用されることなどの事情があり、少なくとも当分の間は現在の制度を維持することとした上で、その後の制度のあり方について引き続き検討することとすべきである。

⑥ 長と議会の関係

ア 専決処分のあり方

専決処分は議会の権限に属する事項を長がやむを得ない場合に代わって行う制度であることにかんがみ、その運用に当たって制度の趣旨を逸脱することがないような手当がなされるべきである。

このため、「議会を招集する暇がないと認めるとき」の要件を見直し、制度本来の趣旨に即した要件の明確化を図るべきである。その際、必要に応じて委任専決についても検討すべきである。

イ 議会の招集のあり方

議会の招集のあり方については、議会側が必要と認めるときに臨時会が必ず開かれることを担保することが必要である。この場合において、長と議会の関係や、長が事実上議案の大半を提案しているという実態を踏まえれば、議長に招集請求権を付与することとし、招集請求があるときには、長は一定期間内に招集しなければならないものとすべきである。

また、議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士による議論をより積極的に推進すべきである。

⑦ 小規模自治体における議会制度のあり方

民意の適切な反映、効率的な議会運営等の観点から、少な くとも小規模な自治体については、現行の会期制度を廃し、 週1回夜間などに定期的に会議を開くようにするなど、その 規模に適した新たな制度を選択できるようにすることを、今 後検討すべきである。

第3 大都市制度のあり方

1 現行の都道府県と市町村の制度を前提とした大都市制度

大都市制度に関しては、規模・能力に応じた権限移譲や、大都市における住民自治の拡充、中核市等のあり方の検討等がこれまでの答申でも課題として指摘されてきたところである。

国と地方の役割分担を見直し、指定都市、中核市、特例市等の都市の規模・能力に応じた事務権限の一層の移譲が進められるべきであり、特に、三大都市圏の市町村に係る、既成市街地、近郊整備地帯等における都市計画権限の制限等については、早急に見直しを図ることが必要である。

また、住民自治の観点も踏まえ、都市内で地域内分権化を図る ために地域自治区の制度化が図られたところであり、各地域の実 情に応じてその活用を図ることが期待される。

2 中核市の指定要件の見直し

中核市制度は、市町村の規模能力に応じた事務配分を進めてい くという観点から、社会的実態としての規模・能力が比較的大き な都市についてその事務権限を強化し、行政はできるだけ住民の 身近で遂行するという地方自治の理念を実現するために、当調査 会の答申を踏まえ平成6年の地方自治法の改正により創設された ものである。

その際、対象となる都市については、移譲される事務に関して、 ある程度の行政需要のまとまりと行財政能力が必要と考えられる ほか、大都市圏域の特性にも配慮することが必要であることを踏 まえ、人口30万以上という要件に加え、面積100平方キロメ ートル以上という要件、さらに人口50万未満の市の場合には、 当該地域において中核的な機能を有していることを確認するため、 昼夜間人口比率100超であることが要件とされた。

その後、基礎自治体への事務権限の移譲を積極的に推進する観点から、平成11年には、昼夜間人口比率の要件、平成14年には人口50万以上の都市については面積要件が廃止され、要件の緩和が図られてきた。

市町村の合併の特例に関する法律の下で、市町村合併が推進され、平成18年3月時点で我が国の市町村数は、1,821になると見込まれるとともに、その規模も平均人口で65,234人となるなど基礎自治体の規模・能力は相当拡充される見込みとなっており、今後ますます基礎自治体を中心とする行政の展開を図ることが求められる状況となっている。

また、現在中核市として37市が指定されているが、その指定 以後、都道府県行政との関係で特段の問題となるような状況は生 じていない。 このような状況を踏まえ、さらに規模・能力に応じた基礎自治体への事務権限の移譲を進める観点から、当初大都市圏域における中核市指定後の残存部分における都道府県行政に関する配慮から設定されてきた面積要件については、この際廃止することが適当である。